

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成31年度本予算が成立し、予算示達となされることを条件とするものです。

平成31年1月11日

分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局
松本砂防事務所長 石田 孝司

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 20

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 15、29
- (2) 調達件名及び数量 平成31年度松本砂防事務所電気通信施設保守業務 一式（電子入札対象案件）
- (3) 調達件名の仕様等 入札説明書及び特記仕様書による。
- (4) 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 履行場所 入札説明書及び特記仕様書による。
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価の方式をもって行うので、総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価の性能等に関する書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(7) 電子調達システムの利用

- ① 本案件は、入札及び入札書類データ（申請書等）の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システム

の環境設定については、3(3)②のURLより行うこと。また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

- ② 電子調達システムで使用できるICカードは、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）に記載されている者又は入札・見積権限及び契約締結権限について期間委任若しくは都度委任により委託を受けた者のICカードに限る。

また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のA、B又はC等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ただし、平成31・32・33年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」の定期審査受付において申請を行い受理されている者で、平成31年4月1日に競争参加資格の認定がなされる者であること。

また、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

- ① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
- ② 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
- ③ 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（競争参加資格に関する公示に基づき(2)の競争参加資格を継続するために必要な手続きをおこなった者を除く。）

- (4) 申請書等及び総合評価の性能等に関する書類の提出期限の日から開札の時まで（4月1日契約の入札で落札決定を保留している場合は落札決定まで）の期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
 - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (7) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。
- ※交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。

- ・電子調達システムから交付を受けた者
 - ・当局から書面または郵送により交付を受けた者
- (8) 平成16年度以降に、下記(ア)に示す機関等が発注した、下記(イ)に示す設備に係わる保守又は点検業務において、受注者として業務を完了（平成31年3月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明した者であること。
 - (ア) 発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。
 - ・国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
 - ・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
 - ・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）（上記の機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。）
 - ・民間企業

- (イ) 対象設備は次の①から⑦のいずれか1つの設備とする。
 - ① 多重無線設備
 - ② テレメータ設備又は放流警報設備（無線通信方式とする。）

- ③ 発動発電機（10kVA以上）
 - ④ 高圧受変電設備
 - ⑤ 長距離（30km以上）用光伝送設備
 - ⑥ 防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）
 - ⑦ CCTV設備（屋外用のカメラ装置及びカメラ映像を監視操作する設備）
- (9) 本業務の配置予定管理技術者は、申請書等及び総合評価の性能等に関する書類の提出期限の時点で次の①から⑨のいずれか1つの条件及び、契約締結時点で⑩から⑫の条件を満たすこと。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれか1つの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、もしくは製造契約の契約実績とする。

- ① 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。
- ② 学校教育法による高等学校、中等教育学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者であること。
- ③ 上記①及び②以外の者で、7年以上の業務経験を有する者であること。
- ④ 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者であること。
- ⑤ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者であること。